

第1号議案 南花畑五丁目地区関連

1－6 東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の変更（東京都からの意見照会）

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の内容を、別添計画図書のとおり変更するにあたり意見聴取する。

（提案理由）

東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき東京都からの意見照会があった。この照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画土地地区画整理事業 足立東部土地地区画整理事業
(南花畑五丁目地区地区計画関連)

2 理 由

当該区域は、昭和44年5月に土地地区画整理事業を施行すべき区域として約779.3ヘクタールが都市計画決定され、土地地区画整理事業を順次進めてきている。

都では、住環境の整備や防災性の向上など、地域特性にあったより良い市街地整備を推進するため、「周辺区部における土地地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」を平成14年3月に策定し、地区計画など土地地区画整理事業以外の整備手法でまちづくりを進めることによって、施行区域からの除外することを可能とした。

上記ガイドラインに基づき、平成16年8月に、地区計画を定めた区域及び土地地区画整理事業が完了した区域を削除し、面積を約463.1ヘクタールに縮小した。

本件は、引き続き同ガイドラインに基づいて、地区計画を定める区域約1.1ヘクタールと共に、土地地区画整理事業が完了した区域約103.0ヘクタールの合計約104.1ヘクタールを施行区域から削除し、面積を約359.0ヘクタールに縮小する変更を行うものである。



5都市整企第314号

令和5年11月8日

足立区長殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合



東京都市計画土地地区画整理事業の変更について（照会）
（足立東部土地地区画整理事業）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和6年1月12日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画土地地区画整理事業の変更（東京都決定）

都市計画足立東部土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		足立東部土地地区画整理事業			
面 積		約 359.0 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		補助線街路	第109号線	別に都市計画において定めるとおり	
		補助線街路	第140号線		
		補助線街路	第256号線		
		補助線街路	第257号線		
		補助線街路	第258号線		
		補助線街路	第259号線		
		補助線街路	第261号線		
		補助線街路	第262号線		
		補助線街路	第263号線		
		補助線街路	第274号線		
	公園及び 緑地	種 別	名 称	規 模	備 考
		街区公園	2・2・113号 六町公園	別に都市計画において定めるとおり	
		街区公園	2・2・116号 六木北公園		
		街区公園	2・2・123号 保塚公園		
		街区公園	2・2・126号 神明二丁目公園		

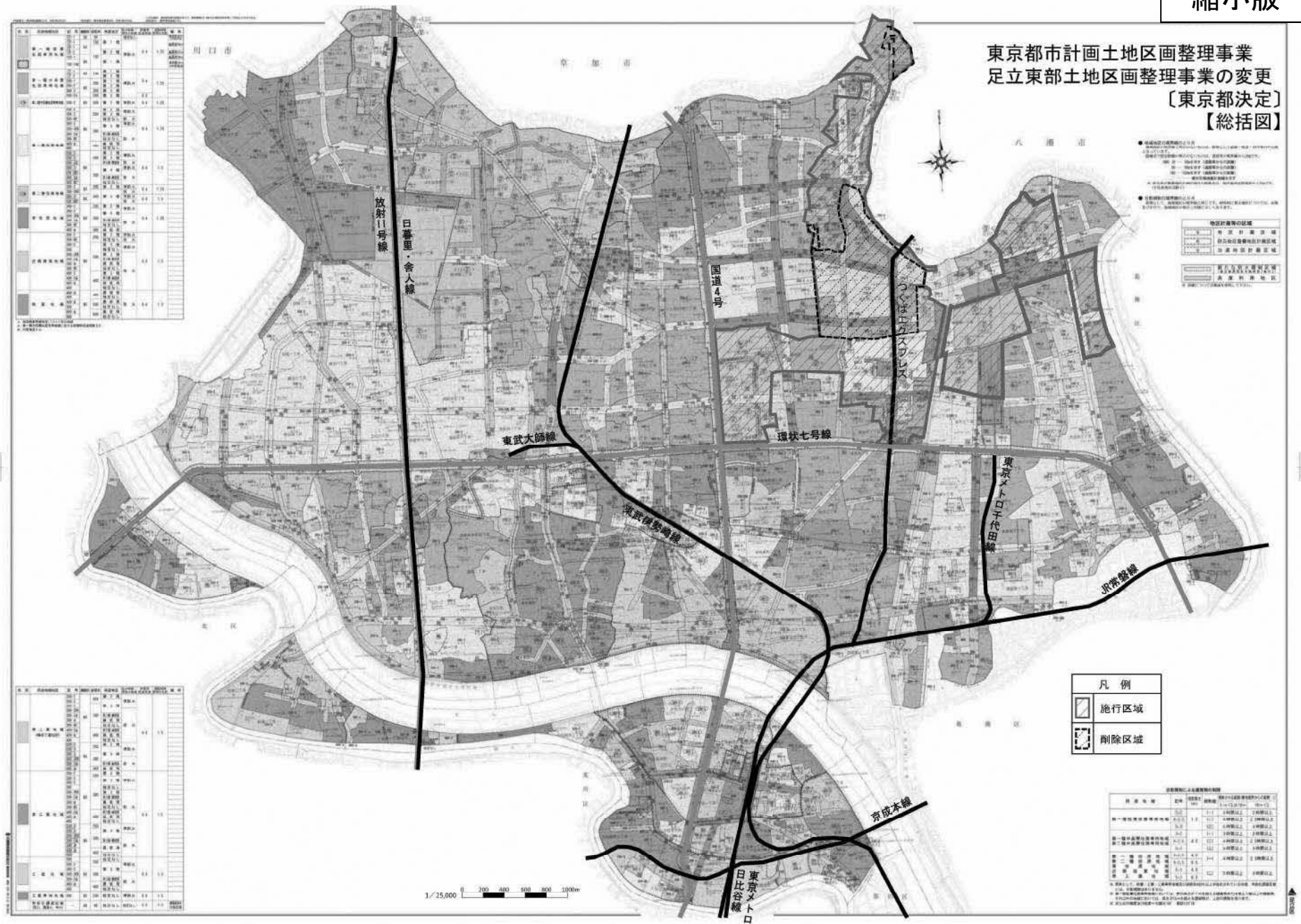
公共施設の配置	公園及び 緑地	街区公園	２・２・１３０号 境田公園	別に都市計画において定めるとおり	
		緑地	３８号 葛西用水親水水路		
		緑地	６９号 桑袋緑地		
	その他の 公共施設	種 別	名 称	規 模	備 考
		都市高速鉄道	常磐新線（つくばエクスプレス）	別に都市計画において定めるとおり	
宅地の整備		土地利用計画、街区の規模等については、住宅地としての土地利用を考慮する。			

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由：道路などの都市基盤が一定の水準に達しており、地区計画に整備手法を変更する区域及び土地区画整理事業の施行により整備が完了した区域を施行区域から削除する。

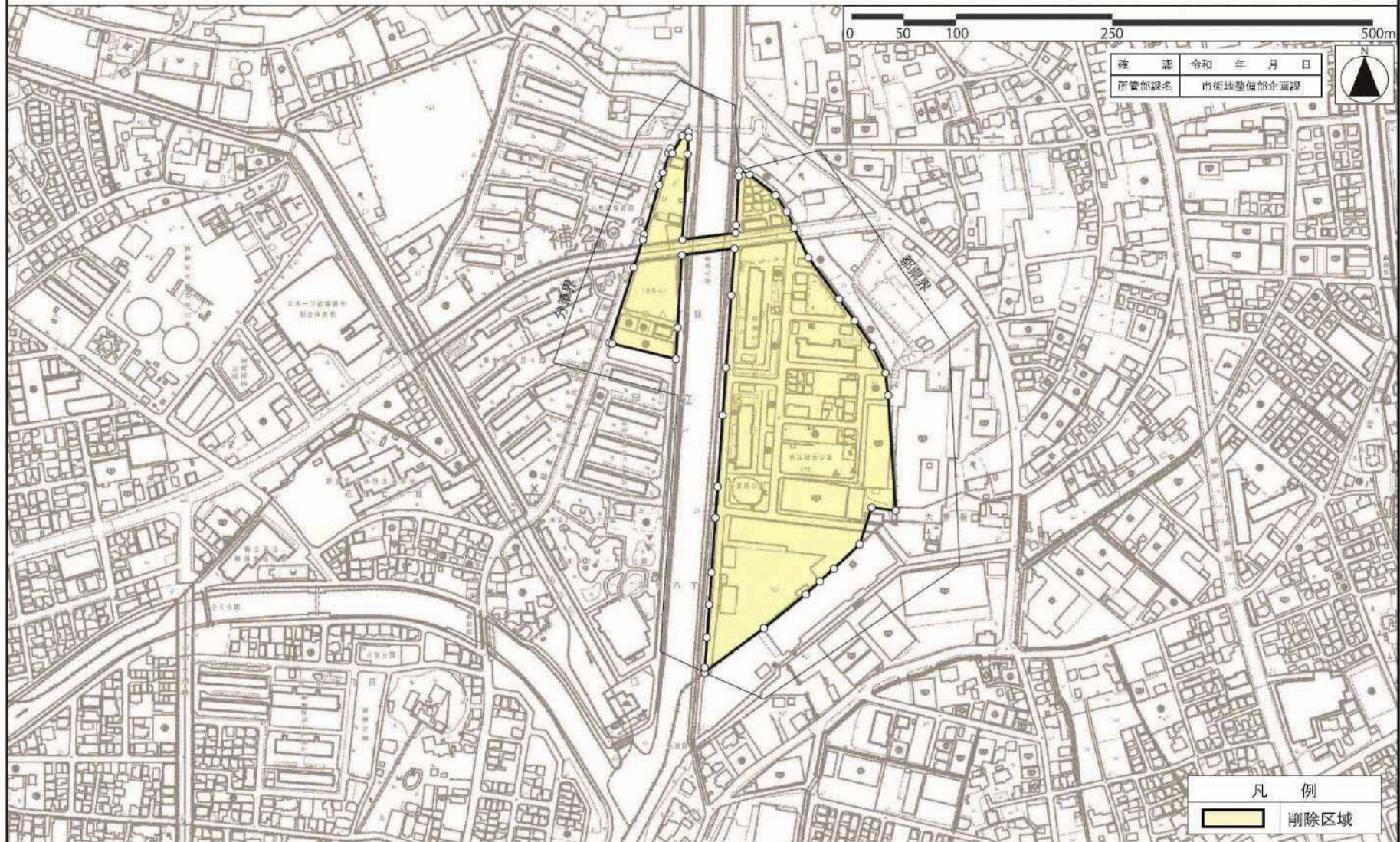
変 更 概 要

足立東部土地区画整理事業				
施 行 区 域	削除する区域 足立区 花畑一丁目、花畑八丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目各地内 変更後の区域 足立区 北加平町、佐野一丁目、佐野二丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、辰沼二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家四丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木四丁目、谷中四丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目及び六町四丁目各地内			
	事 項	旧	新	比較増△減
施行区域面積		約 463.1 ha	約 359.0 ha	△ 約104.1 ha
摘 要				



東京都市計画土地地区画整理事業
足立東部土地地区画整理事業 計画図 1

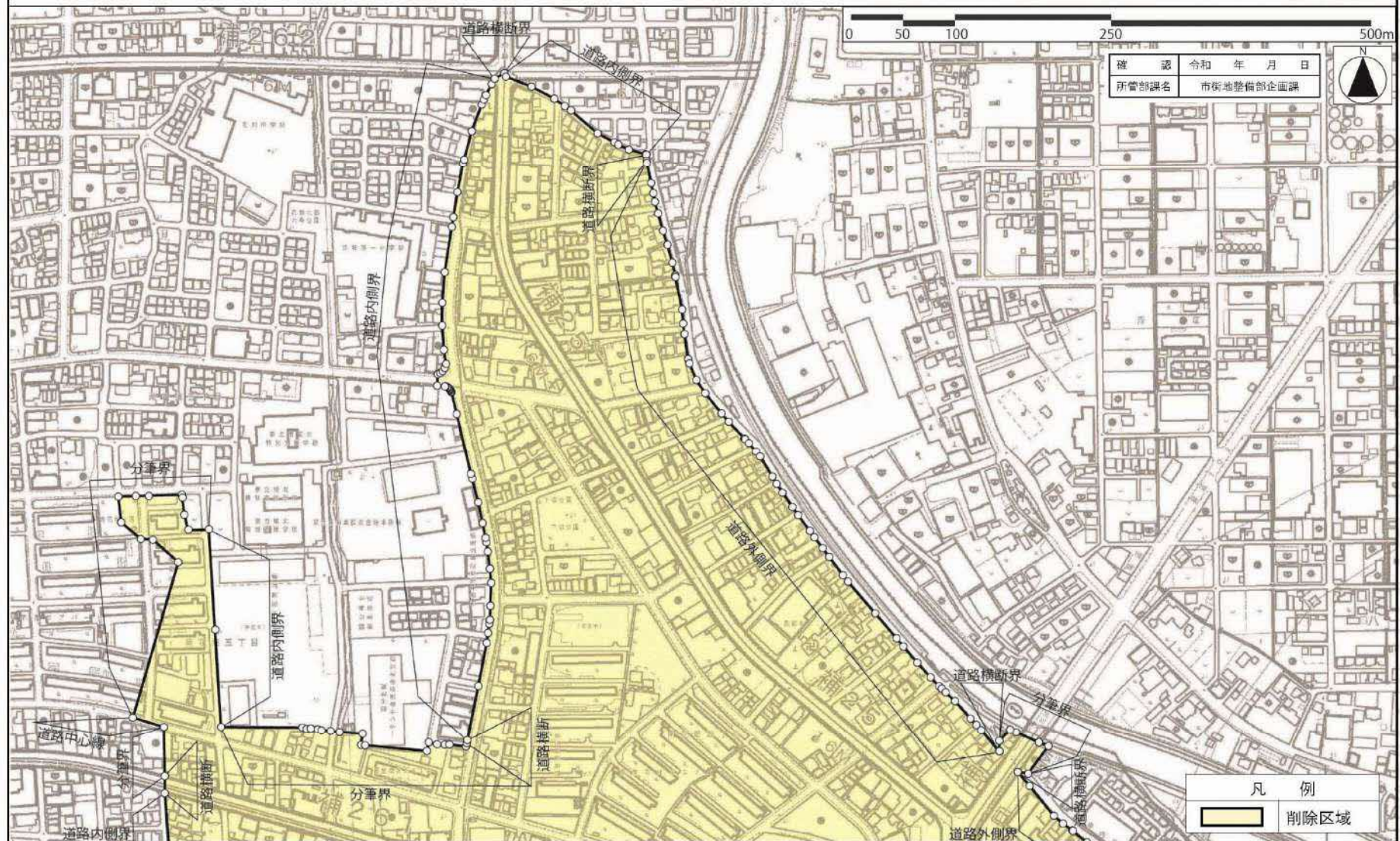
縮小版



この地図は、東京都市計画図、1:50,000分の1地図図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) MM-T利計第04-121号、令和4年7月22日 (承認番号) 5都庁基調第110号、令和5年6月20日 (承認番号) 5都庁基調第110号、令和5年6月20日

東京都市計画土地地区画整理事業
足立東部土地地区画整理事業 計画図 2

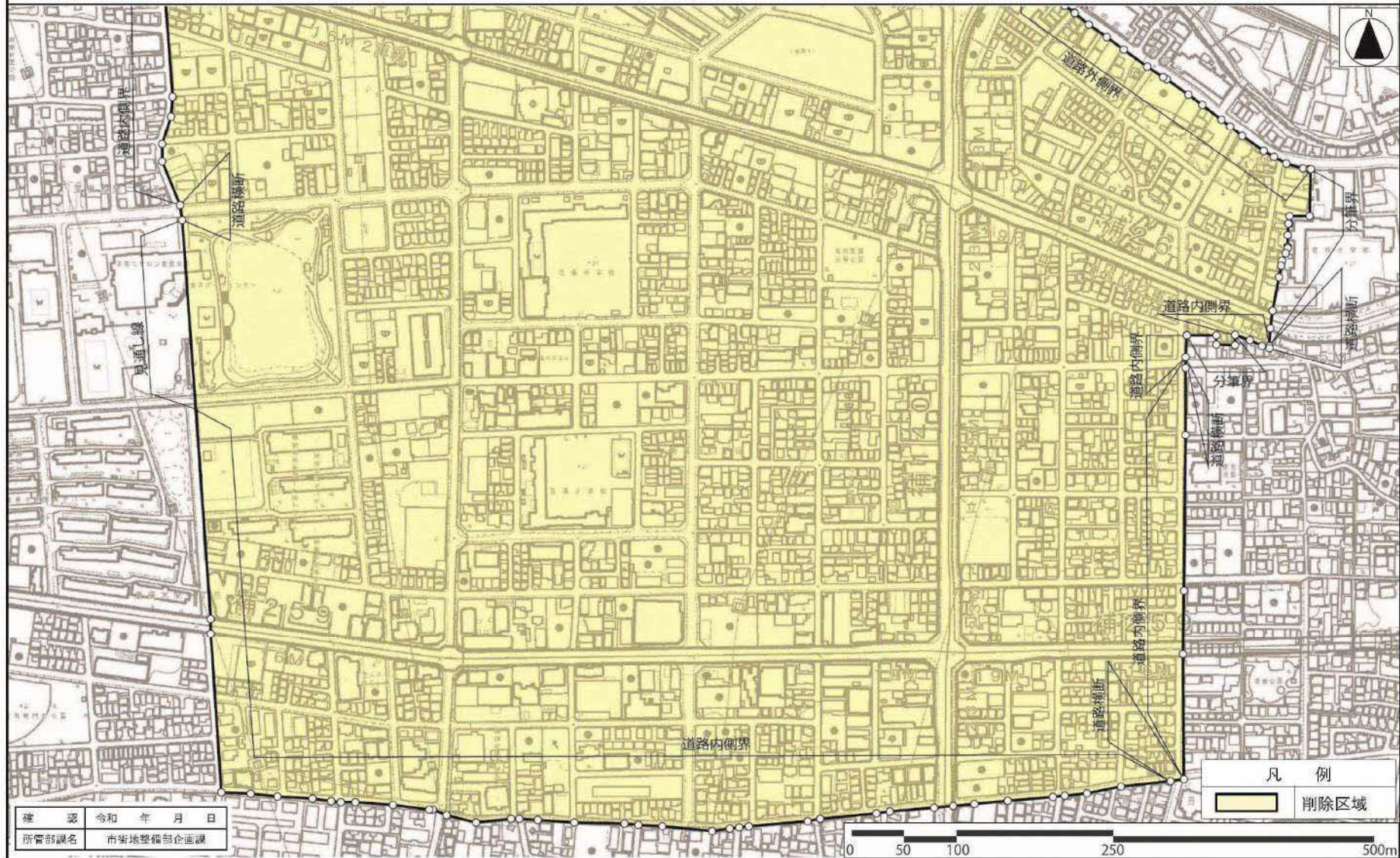
縮小版



この地図は、東京測図院2,800分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(河図番号)MMCI和詳第04-121号、令和4年7月22日 (河図番号)5都市基図第119号、令和5年6月26日 (河図番号)5都市基図第15号、令和5年6月26日

東京都市計画土地地区画整理事業
足立東部土地地区画整理事業 計画図 3

縮小版



この地図は、東京都市計画土地地区画整理事業の計画図であり、足立東部土地地区画整理事業の計画図3の縮小版です。地図には、道路、建物、および指定された削除区域（黄色で示されています）が示されています。地図の右下には、凡例とスケール（0から500メートル）が記載されています。また、地図の左下には、確認年月日と所管部課名が記載されています。